

各手当制度の紹介

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童などの母、あるいは母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

かでない場合を含む)
した児童

● 父が一定の障害の状態にある児童

● 1年以上にわたり、父が法律により拘禁されている、又は、遺棄している児童

● 婚姻によらないで生まれた児童

ただし、次の場合には支給されません。

● 児童が児童福祉施設へ入所、又は里親にあずけられたとき

● 児童が公的年金の受給者、又は、父に支給される公的年金の加算の対象となっていないとき

● 児童が父と生計を同じくしているとき（父が

一定の障害の状態にある場合は除く）

● 児童が母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む）に養育されているとき

● 受給者が老齢福祉年金以外の公的年金を受け取ることができるとき

支給額（月額）

児童一人（平成17年度）

41、800円

※児童2人目は月額5、000円、3人目以降は児童1人につき月額3、000円が加算されます。

支給期月

支給期月は、毎年4月、

8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神又は身体に中度以上
の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

支給額（月額）

障害等級1級（平成17年度）

50、900円

障害等級2級（平成17年度）

33、900円

支給期月

支給期月は、毎年4月、

8月、11月にそれぞれ前月分まで（11月は当月分まで）が支給されます。

障害児福祉手当

障害児福祉手当は、精

神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対して、その福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

支給額（月額）（平成17年度）

14、430円

支給期月

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

特別障害者手当

特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害者施設等に入所して